

三加茂自動車学校入校規則

この規則は、三加茂自動車学校(以下「当校」という。)の自動車教習に関する営業及び事務処理等について、適正かつ円滑に行われるため必要な事項を定める。

(入校の欠格事由等)

第1条 次の各号のいずれかに該当する者は、入校できないものとする。

- (1) 法令で定められた年齢に満たない者(但し、仮免取得時までに年齢を満たす者を除く。)
- (2) 法令で定める視力、色盲、聴力、運動能力等の障害により運転に支障がある者
- (3) 法令で定める免許の拒否・保留処分等の欠格事由に該当する者
- (4) 運転免許の取消処分者で欠格期間を終了していない者(ただし、県内教習生で取消処分者講習受講済みの者は除く。)
- (5) 教習用語が、理解できない方
- (6) 妊娠中の者(主治医の許可、又は家族の承諾書の提出がある者を除く。)
- (7) 必要な書類が不備のため、入校手続きに支障がある者
- (8) 前第2号、第3号、第4号のいずれかに該当する者は、各都道府県の運転免許センター(運転免許試験場)における「運転適性相談」・「受験資格相談」で、当該者が該当の有無、欠格期間の終了等を確認すること。また、必要に応じ「運転経歴証明書」の発行を受け提出すること。
- (9) 入校後に、虚偽の申請をしたことなどで、後日前各号のいずれかに該当する者と判明した場合は、教習は継続できない。

(教習生入校契約の成立)

第2条 当校への入校契約は、入校申込書(別記様式1)に署名捺印のうえ、当校に提出した時点で成立するものとする。

(最短日数)

第3条 運転免許の種類により、卒業までの最短日数を定めているが、この最短日数についてはあくまでも目安であり、教習生の進捗状況により日数が延長する場合がある。

(教習料金等)

第4条 教習生の教習料金は、別途教習料金表のとおりとする。ただし、合宿教習生の教習料金、宿泊料金、その他オプション料金については別途合宿料金表のとおりとする。

(通学教習生料金等の支払い)

第5条 通学教習生の教習料金は、原則として入校日までに入学金を含む前払金 100,000 円 (税込) を支払い、卒業日に残金清算を行うものとする。また、教習料金の支払い方法は、現金またはカード決済の一括払いとする。

(契約の解除及び払戻し)

第6条 入校後、お客様の都合により転校、中途退校される場合は、転校・中途退校届 (別記様式2) を提出し、次の精算方法に基づき、当該日までの必要経費と解約清算手数料 3,000 円 (税込) を差引いて返金する。

なお、必要経費とは、入学金 (二輪 33,000 円 (税込)、その他 55,000 円 (税込)、ただし、技能審査入校は 35,200 円 (税込))・学科教習料金・技能教習料金・検定料金・教材費・宿泊費・その他諸経費とする。また、合宿教習生の往復交通費の実費 (税込 10,000 円まで) の支給はないものとする。

2 当校からの入校契約の解除については、転変地異、官公庁の命令、その他当校の責めに帰することのできない事由により、安全かつ円滑な教習を実施することが不可能な場合、又はその可能性が極めて大きい場合は、入校契約を解除する場合があるが、このときは、合宿免許入校に係るキャンセル料、解約清算手数料を支払う必要はないものとする。

(教習生の義務及び責務)

第7条 教習生は、入校後第10条に規定する当校の遵守事項に従う義務及び責務を負うものとする。

(退校処分等)

第8条 教習生の故意又は過失、法令及び公序良俗に反する行為、並びに第10条に規定する遵守事項を守らないことにより、他の教習生及び当校が損害を受け、又は損害を受ける虞れがある場合は、当校の自主退校勧告に従い退校届(別記様式3)を提出すること。なお、自主退校勧告に従わない場合は退校命令により退校処分とする。この場合は、いかなる事由でも受領金額の返還及び交通費等は支給しない。また、当該教習生の不法行為等により損害が発生した場合は、損害賠償を請求する場合がある。

(当校の免責事項)

第9条 教習生が、次の各号に掲げる事由等により損害を被った場合は、当校は責任を負わないものとする。

- (1) 天災事変、官公庁の命令、その他当校責めに帰することのできない事由により生じた教習の変更、若しくは教習の中止
- (2) 教習の課程における、校内教習及び路上教習において、教習生の不注意により発生した事故、又は相手の不注意により発生した事故に係る損害
- (3) 入校申込書等に虚偽の記載をした場合は、当該記載をしたことにより生ずる損害
- (4) 教習生の卒業及び免許取得を保証するものではなく、卒業及び免許取得ができないことにより生ずる損害
- (5) 貴重品は自己管理に努めるものとし、盗難、紛失に係る損害
- (6) 教習時間外による、事故等については自己責任となります。
- (7) その他の事由

(学校の遵守事項等)

第10条 教習生は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。また、教習生が第3号、第4号、第5号のいずれかの遵守事項違反に該当し教習指導員等から注意を受けても改善されない場合は、当校から注意書（別記様式4）を発し、これに従い教習態度を改めなければ教習停止のうえ自主退校勧告又は退校処分とする。

- (1) 教習に相応しい授業態度、服装と身だしなみを整えること。
- (2) 教習時間を厳守(授業開始に1秒でも遅れると、教習は受講できない。) すること。
- (3) 教習指導員等の教習指導に対し悪態をつき、あるいはカスタマーハラスメントに該当する行動がみられるなど教習生としての本分をわきまえない者
- (4) 人声、楽器、ラジオ等の音を異常に大きくして、静穏を害し他人に迷惑を及ぼす者
- (5) 大声で騒ぐ、粗野又は乱暴な言動等で他人に迷惑を及ぼす者

(個人情報の取扱い)

第11条 当校の個人情報の取扱いについては、教習所事業者三加茂自動車学校個人情報規程に基づくものとする。

附 則

(施行日)

第1条 本規則は、令和8年6月15日から施行する。

2 本規則を施行するにあたり、令和7年8月1日に制定された三加茂自動車学校入校規則は廃止する。

受 付

～質問事項～

★下記について○をつけお答えください。 ※女性の方で妊娠されている方はお申し出いただくようお願いします。

(1) 身体に不自由な箇所等がありますか？

【はい・いいえ】(1)

(2) 次の持病はありますか？はいとお答えの方は、該当する持病に○をつけてください。

【はい・いいえ】(2)

(総合失調症・そううつ・てんかん・再発性の失神・無自覚低血糖症・睡眠障害・脳卒中関係・認知症・その他())

(3) 身長は140cm以下ですか？

【はい・いいえ】(3)

(4) 補聴器を使用していますか？

【はい・いいえ】(4)

(5) 現在、他の自動車学校に通っている、又は通う予定はありますか？

【はい・いいえ】(5)

誓 約 書

(1) 交通違反などで処分を受けた場合は必ず申し出ます。

(2) 在学中に本籍、住所、氏名などの変更、免許証の更新などをした場合は速やかに申し出ます。

(3) 私は、免許の欠格事由に該当するものではありません。

(4) 今回入校する車種に対して、教習以外では運転いたしません。

(5) 該当事由があるにもかかわらず、忘れたり故意に申し出ず入校し、免許試験に合格した時に免許証が交付されないことがあっても一切の異議を申しません。

(6) 故意または重大な過失により、三加茂自動車学校もしくは一般施設及び車両等を破損した時は、その損害を弁償いたします。

(7) 教習中、転倒などにより怪我などをしても、貴校に対し治療費および休業補償などの請求は致しません。

(8) 入校後は、貴校の決まりや法令で定められていることを守り、秩序正しい行動をするように注意いたします。

万一上記事項に反した時は、如何なる処分を受けても異議を申しません。

(9) 個人情報の取り扱いについて

① 提供していただいた個人情報は下記の目的で利用します。その他の目的には利用しません。

ア 当校で実施する免許取得のための教習を実施するため。

イ 当校が行う、各種イベント・キャンペーンおよび交通安全講習会等の開催の案内などをお知らせするため。

ウ 顧客満足度の向上を図ることを目的として、郵便、電話、電子メールなどの方法により、アンケート調査を実施するため。

② 当校は、お客様の個人情報は法令の基づく場合を除いて、第三者に提供いたしません。

ただし、未成年者に限っては親権者の問い合わせにお応えする場合があります。

上記の項目をすべて承諾のうえ、入校(申込)をいたします。

令和 年 月 日

氏 名

Ⓔ

令和 年 月 日

住所

氏名

電話

この度、次の理由により転校・退校したいので、願い出ます。

記

- 1 理由（該当する項目にレ点を入れてください）
- ☐ 仕事上の理由のため。
- ☐ 住所地に近い学校（教習所）が便利であるため。
- ☐ その他（ ）

- ## 2 転校しようとする学校

所在地

学校名

転学しようとする年月日 年 月 日

令和 年 月 日

退 校 届

株式会社三加茂自動車学校長

住所

氏名

下記理由により、退校させていただきます。

記

1 退校理由

三加茂自動車学校入校規則第 8 条（退校処分等）に基づき自主退校勧告が発せられたため。

以上

殿

令和 年 月 日

株式会社三加茂自動車学校長
管理者

注 意 書

貴殿は、令和 年 月 日以降、令和 年 月 日までに合計 回、三加茂自動車学校入校規則第 10 条（学校の遵守事項等）の違反し繰り返しており、教習継続不適格者と言わざるを得ません。

貴殿の教習態度は、他の教習生の教習課程に重大な支障を与えかねないものであります。

今後、このような教習態度を改善するように、本注意書をもって注意します。

-
- ①本注意書について、事実と異なるなど、貴殿の言い分がある場合は、本注意書を受け取った時から 1 週間以内に、書面で当職宛に提出してください。
 - ②注意に従う場合は、速やかに下記に記入のうえ、当職宛に提出してください。

記

本注意書を令和 年 月 日に受領しました。

今後は、注意を受けた事項について、改善するように努力します。

氏名

印